

島原地域広域市町村圏組合公告第2号

公募型プロポーザルの実施（公告）

認知症初期集中支援推進事業業務委託について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年4月18日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 島原市長 古川 隆三郎

1 業務概要

- (1) 業務名 認知症初期集中支援推進事業業務
- (2) 実施区域 島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）
- (3) 履行期間 令和6年6月1日（予定）から令和7年3月31日まで
- (4) 業務内容 認知症初期集中支援推進事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）、認知症初期集中支援推進事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示す内容とする。

2 参加資格

参加申込書を提出できる者は、構成市に所在する法人で、委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 構成市のいずれかにおける競争入札参加資格者の有資格者名簿に登録されている者（提案書の提出の日までに登録できる者を含む）であること。
- (5) 手続き開始の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に、構成市長（島原市長、雲仙市長及び南島原市長）から指定停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 構成市における暴力団排除条例の第2条第1号から第2号までに該当する者でないこと。

3 審査

(1) 審査方法

提案書等提出書類の内容を、別に定める本組合内部の選定委員会において、実施要領「（別紙）審査項目及び評価基準」に基づき審査し、審議の上、最高得点者を最優秀提案者として選定する。

なお、合計点数が最も高い者が2者以上いる場合には、見積金額の低い者を最優秀提案者として選定する。見積書の見積金額については、実施要領第2に記載する上限額を超えた場合は、

欠格とする。

(2) 契約の締結

選定された最も優れた提案者と本業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次順位の提案者と契約締結の交渉を行う。(以降同様)

4 関係資料及び参加申込書、提案書等の提出方法

(1) 公告、仕様書、実施要領及び関係様式データは、下記に示すホームページに掲載する。

<http://www.shimabara-area.net/site/>

(2) 提案書等の提出方法

① 提出方法 持参又は郵便とする。(郵送の場合は必着のこと。)

② 提出先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課地域支援係
〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎 3階
電話：0957-61-6102 FAX：0957-61-9104

③ 参加申込書及び質問書提出期限

公告日から令和6年4月25日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

④ 提案書及び見積書提出期限

公告日から令和6年5月1日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

⑤ 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、島原市契約規則(平成9年島原市規則第8号)による。

7 問合せ先

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係
TEL：0957-61-9102
FAX：0957-61-9104